

教頭昇任候補者選考実施要綱

(令和 4 年 3 月 30 日教育長決定)

(令和 4 年 6 月 24 日 一部改正)

1 目的

この要綱は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 11 条の規定に基づき、札幌市立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）の教頭昇任候補者選考に関し、必要な事項を定める。

2 資格要件

- (1) 教頭としてふさわしい人格、識見、指導力を有し、信望があり、身体強健であること。
- (2) 選考実施翌年度の 4 月 1 日時点において、次に掲げる要件を備えること。
 - ア 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程）の教員に必要な教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）による教諭の免許状を有すること。
 - イ 次に掲げる職の勤務経験年数の合計が、大学卒業者にあつては 15 年以上、その他の者にあつては、これを基準として算定した年数以上であること。
 - ① 正規教員

教諭のほか、養護教諭及び栄養教諭を含む。また、私立学校における専任教諭など、任期を定めずに採用されたものを含む。
 - ② 札幌市立学校（札幌市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 1 条に掲げる学校をいう。）の臨時教員

欠員補充に伴う臨時的任用教諭の任用に関する要綱（令和 2 年 3 月 30 日教育長決裁）、女子教職員の産前休暇及び産後休暇に伴う臨時的任用教諭の任用に関する要綱（令和 2 年 3 月 30 日教育長決裁）、育児休業に伴う任期付任用教諭の任用に関する要綱（令和 2 年 3 月 30 日教育長決裁）又は配偶者同行休業に伴う任期付任用教諭の任用に関する要綱（令和 2 年 3 月 30 日教育長決裁）により任用されたものをいう。
 - ウ 主幹教諭として経験年数が 1 年以上であること。
 - エ 年齢が満 40 歳以上であること。

3 欠格事由

選考実施日において、次のいずれかに該当する場合は、受検資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項の規定により休職を命じられている者
- (2) 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により停職の処分を受けている者

4 受検申込み

- (1) 受検申込者は、所属の学校長を通じて、教頭昇任候補者選考受検申込書（様式 1。以下「受検申込書」という。）を教育長に提出する。
- (2) 学校長は、教頭昇任候補者選考意見書（様式 2。以下「選考意見書」という。）を作成し、受検申込書とともに教育長に提出する。

5 昇任候補者の選考方法

- (1) 昇任候補者の選考は、教育長の管理のもと、筆記検査及び面接検査によって行う。ただし、札幌市立学校教頭及び主幹教諭昇任候補者選考実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日教育長決定）に基づく選考により主幹教諭となった者については、筆記検査を免除する。
- (2) 筆記検査の内容は、主に学校の管理運営、教育課程、学習指導及び生徒指導等に関するものとし、教育長が決定する。

6 昇任候補者の登録

- (1) 教育長は、選考の結果、教頭に昇任させることが適当と認められる者を教頭昇任候補者名簿（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程））（以下「名簿」という。）に登載し、その旨を所属の学校長を通じて本人に通知する。
- (2) 登録期間は、名簿に登載後、最初の 4 月 1 日から起算して 3 年間とする。
- (3) 名簿に登載された者が、勤務実績不良又は心身の故障等により、昇任候補者としての適格性を欠くこととなった場合は、名簿から削除する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、選考の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 札幌市立学校教頭昇任候補者選考実施要領（昭和 59 年 10 月 4 日教育長決定。以下「要領」という。）は廃止する。
- 3 施行日において、廃止前の要領における札幌市立学校教頭昇任候補者第 1 次選考合格者及び主幹教諭昇任候補者名簿に登載されている者は、筆記検査を免除する。また、施行日において、現に主幹教諭である者についても、筆記検査を免除する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日）

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。